

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-026

大 政事外外儀官
大 参務 典房
中 秘官官審審長長
館 経 外 査 総 博
大 大 ア 察 代
使 使 大 研 審 表
総 口 対 文 図 厚 情 本
察 人 団 在 儀 警 史

総 番 号 R165000

主 管

月 20日

韓 国 発

亜 北

平成 3年 8月 20日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓ひ爆音支援

秘密指定解除
公文書監理室

第3277号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO7146 01）

例 報 官 参 照 際 内 外
文 長 審 一 二
移 長 参 政 保 列 旅 外
長 ③ 地 中 東
③ 東 西
北 米 長 審 一 二 保 地
中 内 長 参 一 二
欧 審 西 ノ 洋
一 西 東
一
近 ア ア
ア ア
経 次 総 経 途 博
長 審 経 漁 国
一 経 エ 国
一 安 ネ 二
審 海 審 準
経 協 長 審 経 国 閉 無
参 調 ③ 有 理
③ 長 密 条 協 規
国 審 政 経 入
長 参 軍 社
科 密 科 原
③ 調 長 参 経 ③ 調
企 安

秘密指定解除

公文書監理室

S007146 -1

貴電ア北第1284号及び往電第3209号に関し、

1、19日、辛炯恩（シン・キョンウン）外務部東北アジア1課事務官より当館相馬に対し連絡越したところ、右内容次の通り。

（1）口上書発出の順序については、まず日本側より口上書を発出して頂きたい。

（2）「40億円程度」については、前回の日本側説明に基づき部内で検討したところ、当方の国内事情にも鑑みて言及せざるを得ないという結論になったので、日本側が御申し越しの書き振り（冒頭貴電3.）とすることとしたい。

（3）双方の口上書の案文については、両国間で事前に擦り合わせることで差し支えないので、まず日本側案文を提示して頂きたい。

2、ついでに、日本側が先に口上書を発出する場合の日本側口上書案を御作成の上、回電願いたい。

(了)